

# 名瀬労働基準監督署からのお知らせ

労基署  
だより

第169号  
R3.10.10

名瀬労働基準監督署  
TEL 0997-52-0574  
FAX 0997-52-6869

新型コロナ特別労働相談窓口  
鹿児島労働局  
雇用環境・均等室  
TEL 099-223-8239

鹿児島労働局HP  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

鹿児島県の最低賃金  
1時間 **821** 円  
(R3.10.2~)  
※10月2日から県最賃  
が改定されています。  
ご注意ください。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。  
働くことは大切。  
でも、働き過ぎによって生じる様々なリスクを理解していますか？  
健康のために必要なのは、適切な労働時間と健全な労働環境。  
あなたは働き過ぎていませんか？  
いま、人々は新しい時代の働き方を求めています。

- 仕事上の不安や悩みを抱えていませんか？
- 週の労働時間が60時間を超えていませんか？
- 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- 勤務間インターバル制度をご存知ですか？

◎詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 過労死防止 検索

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。  
1人でも労働者を雇用している事業主は労働保険（労災・雇用保険）に加入する必要があります。  
○労災保険は、労働者の業務中又は通勤時の災害に対し、雇用保険は、労働者が失業した、または育児休業や介護休業により賃金が低下した場合等に必要な給付等を行います。また、事業所向けには各種助成金の支給を行います。  
○まだ加入手続がお済でない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
《問い合わせ先》  
鹿児島労働局労働保険徴収室（TEL099-223-8276）  
名瀬労働基準監督署（TEL0997-52-0574）  
ハローワーク名瀬（TEL0997-52-4611）

管内の労働災害発生状況 令和3年9月末 速報値

年 業種	死傷者数	死亡者数	対前年比増 減（死傷）
全産業	61	1	+15
製造業	3	0	+2
建設業	10	0	-3
運輸交通業	5	0	+1
商業	11	0	+7
保健衛生業	11	0	-1
その他	21	1	+9

商業で災害が多発しています。50歳以上の労働者が半数以上を占めています。中でも転倒災害の発生率が若年に比べ高く女性が顕著です。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

【厚生労働省HP「高齢労働者の安全衛生対策について」を御参照ください。  
(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)】

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！